

改正環境影響評価法における 建替事業および図書の継続公開について

2025年11月10日
電気事業連合会

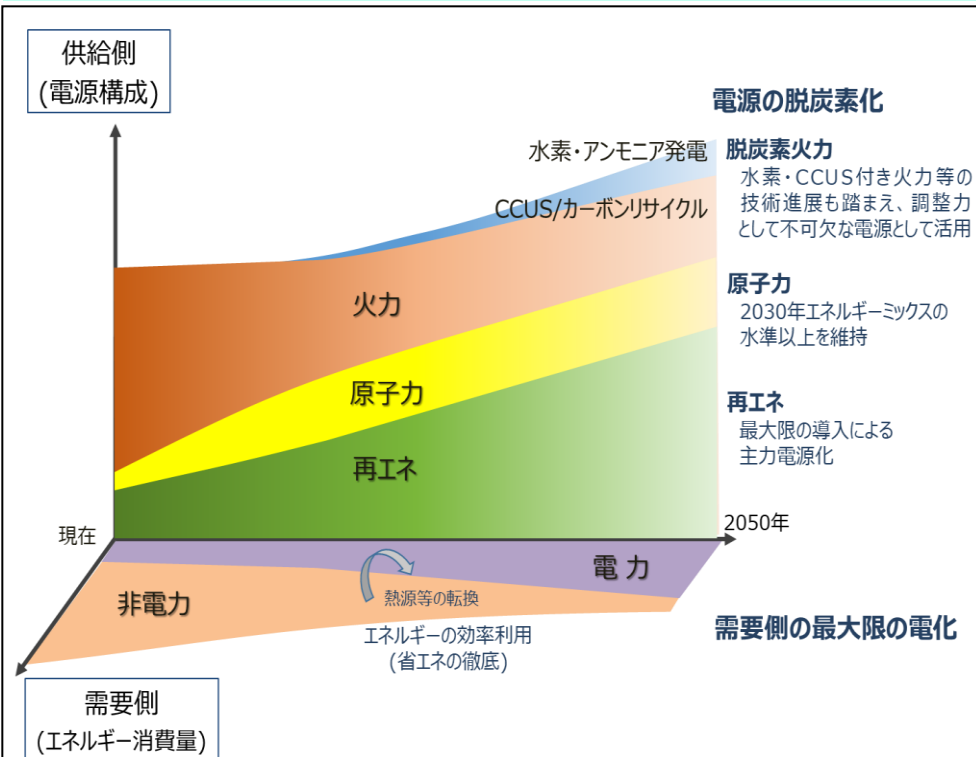
2050年カーボンニュートラルの実現に向けて

- 電気事業連合会は2021年5月、2050年カーボンニュートラルに向けた具体的取り組みのロードマップやアクションプランをまとめた「**2050年カーボンニュートラルの実現に向けて**」を公表。
- 電力業界は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**「S+3E」の同時達成を前提**に供給側における**「電源の脱炭素化」**と需要側における最大限の**「電化の推進」**の両面から、積極的に挑戦していく所存。

2050年カーボンニュートラル実現に向けた基本的な考え

- 2050年カーボンニュートラルの実現は、非常にチャレンジングな目標です。その実現には、多くの課題や不確実性が存在し、**革新技术を創造するイノベーションが不可欠**です。
- カーボンニュートラルの実現に向けて、電力業界が担う役割は大きく、供給側における**「電源の脱炭素化」**のみならず、需要側における最大限の**「電化の推進」**による脱炭素化の両面からの取り組みが必要です。
- 従来よりエネルギーは、安全性(Safety)の確保を大前提に、安定供給(Energy Security)・経済性(Economic Efficiency)・環境保全(Environment)の**「S+3E」の同時達成を追求することが最重要であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けても変わらない**ものです。
- わたしたちは、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「S+3E」の同時達成を前提に、供給と需要の両面からの取り組み、革新的技術を生み出すイノベーション等を通じ、持てる技術と知恵を結集して、**業界全体で積極的に挑戦**していきます。

電源の脱炭素化、需要側の最大限の電化のイメージ



発電所リプレースの必要性について

- 第7次エネルギー基本計画ではDXやGXの進展等による電力需要の増加が見込まれる中、安定供給と脱炭素を両立する観点から、再エネおよび原子力を最大限活用し、出力調整機能に優れる火力発電等の電源を組み合わせ、使える技術はすべて活用し、バランスの取れた電源構成を目指す方向性が示された。
- 一方、一定の期間で電源を廃止する前提では、将来的に安定供給の根幹を担う火力や原子力の供給力が大幅に不足する可能性があり、既存電源の新陳代謝を如何に迅速に進めていくかが今後の課題と認識。

■ 発電所リプレースの必要性について

- S+3Eの同時達成を前提に、カーボンニュートラルの実現や電力需要増に対応するためには、発電所の新設や、経年化した既存設備から最新鋭の設備へのリプレースが不可欠。
- 特に、電源開発の適地が限られる我が国においては、環境への配慮の観点からも、既存の土地や設備を有効に活用するリプレースの重要性は極めて高い。
- 発電事業者としては、リプレースの円滑な実施に資するよう、環境影響評価制度の合理化を期待する。

発電所リプレースの事業特性について

■ 法改正（建替事業）についての受け止め

- 今回の法改正は、建替事業に対して、その特性を考慮して適正な環境配慮を維持しつつ合理化を図るものであり、発電事業者としてもその趣旨に賛同する。
- 制度設計においては法改正の趣旨を踏まえて丁寧に検討いただき、効果的・効率的な制度となることを期待する。

■ 発電事業における新設とリプレースの一般的な事業特性の比較

新設

- ・ 新たに広範囲の事業区域の確保が必要
- ・ 大規模な土地改変を伴う
- ・ 新たな環境影響が生じる
- ・ 新たな環境監視体制の構築が必要
- ・ 立地地域における新たな事業開発

事業計画の初期段階における周辺環境の調査の実施や計画段階配慮事項に関する評価により、立地地域における事業特性を把握し、適切に事業計画へ反映させることにより、重大な環境影響を回避・低減することが重要。

リプレース

- ・ 事業区域は既存敷地および近接区域に限定
- ・ 新たな土地改変は限定的
- ・ 追加的な環境影響は限定的
- ・ 既存の環境監視体制や知見の活用
- ・ 立地地域との協力関係の継続

既存の発電事業において得られた知見を適切に事業計画へ反映させることにより、既存事業の実態を踏まえた適正な環境配慮の確保を図り、重大な環境影響を回避・低減することが重要。

建替事業に係る意見

■建替事業の要件に関する意見

- 発電事業における新設とリプレースの事業特性の違いを踏まえれば、リプレースについては広く建替配慮書の手続が適用されることが望ましいと考える。
- 本制度の実効性を将来にわたって確保していく観点からは、発電事業をとりまく状況変化や技術開発動向等を見据えて検討を継続していくことが重要である。

■建替配慮書に関する意見

- 効果的・効率的な制度構築を図る観点からは、建替配慮書については、既存の発電事業の運用状況等を踏まえ、事業実態に応じたメリハリのある合理的な記載内容とすることが望ましいと考える。
- 記載内容の合理化に応じて、建替配慮書に係る審査期間の短縮についても検討いただきたい。

<既存の発電事業における環境配慮の例>

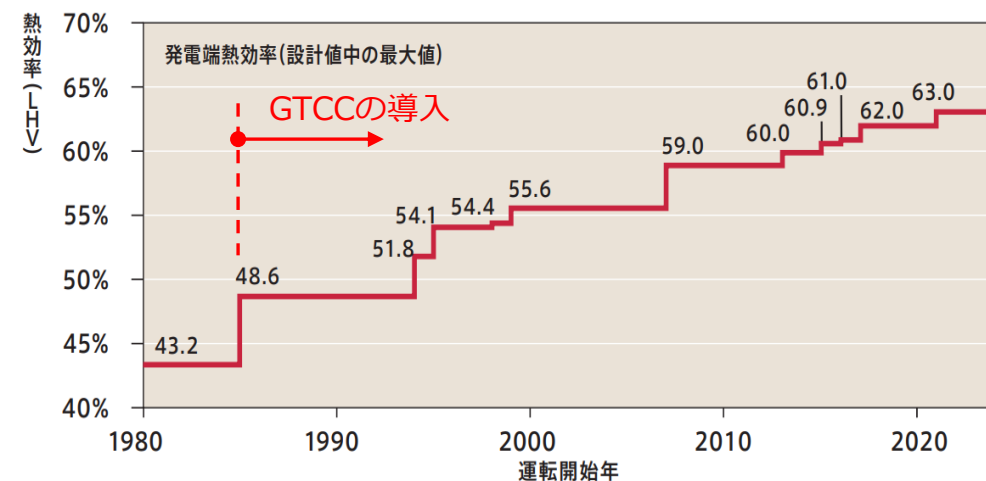
- 継続的な環境監視や、地元自治体との協定を順守すること等により、適正な環境配慮を維持するよう努めている。
- 環境アセスメントにおける予測の不確実性の程度が大きい事項については、事後調査等を実施し、環境影響の把握に努めている。

火力プレースの特徴・意見（1 / 2）

■火力プレースの特徴

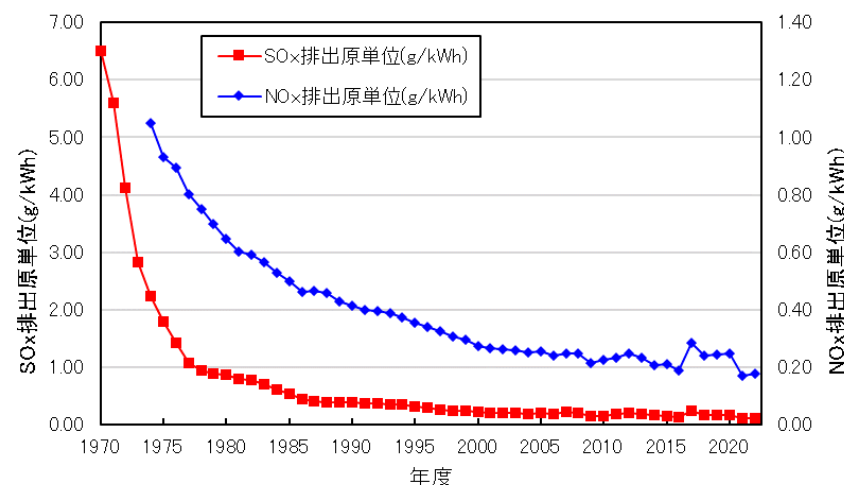
項目	内容
事業規模	・ <u>供給力確保</u> の観点や、 <u>最新鋭設備の導入に伴う大型化等</u> により、既存ユニットに対して <u>出力が増加</u> するケースが多い。
設置区域	・ <u>既存の発電所敷地内の空地の活用や近接区域の取得等</u> により設置区域を確保する。 （敷地が拡張されるケースとしては、取放水設備等の付帯設備や脱炭素関連設備の設置等が考えられる。）
技術進展の動向等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最新鋭の発電技術および発電設備の導入</u>による<u>発電効率の改善</u> ・ <u>環境設備の性能向上</u>（脱硫、脱硝、集じん装置等）による<u>大気汚染物質等の低減</u> ・ S+3Eを踏まえた<u>最適な燃料選択</u>（燃料転換） ・ <u>脱炭素化技術の開発・導入</u>（カーボンフリー燃料、CCS技術等）

<火力発電所の設計熱効率の推移>



※ 2016年以降は電気事業低炭素社会協議会の実績を示し、2015年以前は参考として電事連の実績を示す。

<SOx・NOx排出原単位の推移>



※ 2017年以降は日本の実績(出展：IEA, World Energy Balance)を示し、2016年以前は参考として電事連の実績を示す。

火力リプレースの特徴・意見（２／２）

■火力発電所の運用状況

項目	内容
運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>継続的な環境監視体制を構築</u>している。 ・ 地元自治体との協議により、<u>協定を締結</u>するなど、適切な環境保全対策、環境監視、報告、事故時の措置等に関して<u>協力体制を構築</u>している。

<一般的な協定項目（主要項目）>

項目	概要
環境保全対策	大気汚染、水質汚濁、温排水、騒音、振動、産業廃棄物の適正処理等に関する環境保全のための対策に係る事項
環境監視	環境監視項目および管理基準値、測定頻度等に係る事項
報告	環境監視項目等に関する報告頻度等に係る事項
事故時等の措置	環境保全上重要な施設に事故等が発生した場合の応急の措置、復旧、状況報告、改善措置等に係る事項

■火力リプレースに関する意見

- 今後のリプレースにおける制度活用を見据え、事業特性や技術進展の動向、既存の発電事業における適正な環境配慮の状況等を踏まえ、建替事業の要件および建替配慮書の記載内容が実態に即したものとなるよう検討していただきたい。

■ 法改正（図書公開）についての事業者の受け止め

- 今回の法改正は、後続事業者による効果的な環境影響評価の実施や、事業の透明性向上により地域の理解醸成に資するものと受け止めている。
- 図書の公開が長期間にわたるものとなることを踏まえれば、事業者からの同意を広く得るためにも、公開図書に係る法的・制度的位置づけを明確化するとともに、適切なルールに基づいて運用されることが重要。

■ 図書公開に関する意見

- 著作権法に基づく公衆送信権、複製権等の権利の取扱いを明確化するとともに、権利者に求められる同意事項の明確化が必要である。
- 環境影響評価制度における公開図書の位置づけを明確化するため、各段階の手続が完了していることの明示が必要である。
- 二次利用や情報の取扱いに係る適切な運用ルールを策定のうえ、事業者・利用者双方の理解促進に向けた十分な周知を図るとともに、これらのルールが確実に遵守されるよう、実効性のある仕組みを構築していただきたい。